

## 総合科学技術会議が実施する 国家的に重要な研究開発の評価について

平成 14 年 4 月 23 日  
総合科学技術会議

### 1. 評価の目的

総合科学技術会議は、内閣府設置法第 26 条第 1 項第 3 号に基づき、「科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価」を実施することとされている。これを受けて総合科学技術会議は、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について、その目標や達成度および効果等を評価し、推進体制の改善や予算配分に反映させる。

### 2. 評価の対象

研究開発期間における、設備整備費及び運用費等の総額が約 10 億円以上の研究開発

### 3. 評価の方法

府省で実施された評価方法及び結果を評価専門調査会において調査・検討し、総合科学技術会議が評価を行う。

また、府省による評価の有無に関わらず、以下のアまたはイに相当する研究開発については、その目標や達成度および効果等を、あらかじめ評価専門調査会で調査・検討し、その結果を受けて総合科学技術会議が評価を行う。

ア 新たに実施が予定されている大規模な研究開発（研究開発期間における、設備整備費総額が約 300 億円以上、または設備整備費及び運用費等の総額が約 500 億円以上）

イ 以下の視点から総合科学技術会議が指定する研究開発（評価専門調査会で調査・検討）

- ・ 科学技術や社会経済の情勢の変化等により計画の大幅な見直しや改善が必要なもの
- ・ 目標の達成度が不十分であるなど、研究開発の進行に著しい遅れが認められるもの
- ・ 社会的関心が高く評価が求められるもの
- ・ 複数の府省にまたがって実施されているもので、総合的な推進を図る見地から評価が求められるもの

全ての評価結果は政府予算案編成に反映させることとする。